答弁第四二二号

内閣衆質一七四第四二二号

平成二十二年五月十一日

内閣総理大臣 鳩 Щ 由紀 夫

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる袴田事件に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる袴田事件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

個 「々の死刑確定者の健康状態に関するお尋ねについては、 個人のプライバシーにかかわる事柄であり、

お答えを差し控えたい。

なお、 一般論として申し上げれば、 死刑確定者の健康状態については、 法務省の関係部局において、常

に注意が払われ、 必要に応じて、医師の専門的見地からの診療等を受けさせるなど、 慎重な配慮がなされ

ており、 法務大臣は、 このような専門的見地からの判断をも踏まえて、心神喪失の状態にあること等の執

行停止の事由の有無を判断している。

三及び四について

現在再審請求審係属中の事件にかかわる事柄については、お答えを差し控えたい。

五について

お尋ねは、個別の死刑執行の可否に関する事項にかかわるものであることから、お答えを差し控えたい。

なお、 般論として申し上げれば、一及び二についてで述べたとおり、 死刑確定者の健康状態について

は、 けさせるなど、慎重な配慮がなされており、法務大臣は、このような専門的見地からの判断をも踏まえて、 法務省の関係部局において、常に注意が払われ、必要に応じて、医師の専門的見地からの診療等を受

心神喪失の状態にあること等の執行停止の事由の有無を判断している。